

伝統文化親子教室事業費国庫補助要項

平成26年4月1日
文化庁長官決定

1. 趣旨

この要項は、次代を担う子供たちが親とともに、伝統文化・生活文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得させる事業等に要する経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、伝統文化・生活文化の振興等を目的とする団体であり、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特例民法法人
- (2) 一般社団法人・一般財団法人
- (3) 公益社団法人・公益財団法人
- (4) 特定非営利活動法人
- (5) 法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体（実行委員会を含む。）
 - ・定款、寄附行為に類する規約等を有すること
 - ・団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ・自ら経理し、監査する会計組織を有すること
 - ・団体活動の本拠としての事務所を有すること

3. 補助対象事業

- (1) 子供たちを対象に、伝統文化・生活文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得させる教室（以下「教室」という。）
- (2) 教室で修得した技芸等の成果の発表会等

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- (1) 主たる事業費
 - ① 教室事業費
 - ② 発表会等事業費
- (2) その他の経費
事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。

(別紙)

対象経費の区分		項	目	目の細分	説明
主たる事業費	①教室事業費 ②発表会等事業費	事業費	報償費	講師等謝金	
				指導謝金	
			実演謝金		
			原稿執筆謝金		
			〇〇謝金		
			共済費	傷害保険料	
			〇〇保険料		
旅費	普通旅費	職員旅費			
	特別旅費		講師、指導者、実演者等旅費		
使用料及び借料	会場等借料	会場、機材等借料			
	用具借料				
	〇〇借料				
〇〇損料					
	役務費	用具修繕費			
通信運搬費					
雑役務費					
委託費	〇〇委託費	映像、録音記録等			
請負費	〇〇請負費	会場設営費等			
需用費	消耗品費	単価が10万円未満(税込)のものに限る			
	印刷製本費				
その他需用費					
その他の経費	事務経費	事務費	旅費	普通旅費	連絡旅費
				役務費	通信運搬費
			手数料	写真撮影費等	
雑役務費					
需用費	消耗品費	単価が10万円未満(税込)のものに限る			
	印刷製本費				
その他需用費	報告書印刷費、コピー代等				